

**学校及び教育委員会が執るべき措置への
提言に対する具体的な取組について**

湯河原町教育委員会

(平成26年5月21日)

学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体的な取組について

- ① 本件事故が起こった4月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置付け、町内の小中学校で、本件を忘れないために、新年度のいじめ予防の方針を確認したり、「いじめ予防授業」や講演会などに取組むこと。

平成26年度より、4月を『湯河原町人権教育月間』と位置付け、各学校の実態に応じて、人権教育に係る取組を行っております。

[例] 道徳の関連項目を重点的に扱う。

学級活動で人間関係づくりプログラムを取り入れる。など

また、本件を決して忘れてはなりません、「命」「いじめ」に特化しすぎたりするのではなく、平成27年度以降も継続して「湯河原町人権教育月間」として推進することを、町及び関係諸団体と連携し、校長会に諮りながら検討しております。

- ② 支援対策本部の提言を具体化するためのプロセスや財政的裏付けを検討すること。

学校は、校長、教頭、各グループリーダー（総括教諭）を中心に、提言の中に示されている項目に関して、相互に関連付けるための具体的な方策を、主任会等を利用して検討しております。平成26年度以降は、基本的には、既存のもの目的・ねらいを振り返り、「質」を高めることで、提言の具現化を図りたいと考えております。

教育委員会は、同様のことを、指導主事が中心となり実施いたします。

なお、本提言を具体化するための財政的裏付けについては、学びづくり推進事業など、平成26年度補正予算で対応しました。

また、家庭、地域への啓発に係る取組の一つとして、平成26年度、社会教育課主催の家庭教育学級において「いじめ」に係る講話を実施します。

- ③ 今回のいじめ対策を一過性のものとせず、継続と具体化の努力をすること。

提言及び「いじめ防止対策推進法」の趣旨に基づき、具体の行動を継続したいと考えますが、年3回（長期休業前）にそれまでの取組の振り返りを行います。その際に、PDCAサイクルを意識し、改善しながら、継続していきます。

また、今後いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ防止基本方針」の策定について、町と協議を進めます。

- ④ 湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組みをすること。

中学校に留まらず、管内小中学校において、学級活動や総合的な学習の時間を利用し、体験活動等を積極的に取り入れ、生徒の「自己有用感（自分が誰かの役に立っているという感情）」を育てていきます。

また、中学校においては、ハートフルウィーク（教育相談週間）や生活アンケート（いじめアンケート）等を利用し、生徒の思いを教員が受け止め、温かい姿勢で生徒に対応することで、生徒の安心感を生んでいきたいと考えております。

そのためには、児童・生徒、教員、保護者が様々な問題について話し合いができる「人間関係」を築くことが重要であり、そうした視点を踏まえての生徒指導や保護者との連携体制の構築に向けて、教員の研修、教員間のコミュニケーションが図られるよう取り組んでまいります。

- ⑤ 教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保すること。

各グループリーダー（総括教諭）を中心に、「みんなが担任、みんなの生徒」であるという意識を個々の教員がしっかりと認識するとともに、教員同士が日常の声掛け等（会議の席次なども含む。）の工夫をさらにしていきます。また、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図っていきます。

また、教員同士の連携の促進は、日常の積み重ねが大変重要であると捉え、管理職からの繰り返しの啓発や、教育委員会からの継続的な支援、助言を行ってまいります。

- ⑥ 生徒や保護者の声を聴くためのアンケートは、しっかり目的を定め、記載内容は丁寧に拾い上げ、アンケート用紙の保管には十分に配慮をすること。

生徒の実態にあったアンケートを、中学校においては「湯河原中学校いじめ問題対策委員会」が中心に、検討、作成、実施、分析を行っております。ただし、小・中学校のアンケートはあくまでも児童・生徒理解の補助手段であることを忘れないようにし、日常における全ての教育活動を通しての見取りが大切であることを共通理解するよう努めております。

アンケート等の文書保管については、当該児童・生徒の在学中は、各学校長が学校において保存とすることを徹底していきます。

- ⑦ 町教育委員会の人的体制を充実させること。

教育委員会定例会で協議しながら、指導主事の二人体制を、町に予算要望し、平成26年度は、非常勤指導主事1名を増員することができました。

- ⑧ 湯河原町は、いかなる児童・生徒を育みたいと考えているのかについて、子どもの最善の利益のため、宣言もしくは条例を制定して、全町民の共通の目標とすること。

湯河原町いじめ防止宣言

湯河原町町民憲章に掲げられた、「思いやりで満ちた明るく住みよいまちをつくる」とともに、子ども一人ひとりの「いのち」輝く湯河原を目指し、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人が高い意識をもって、いじめ問題に取り組むため、次の5項目を基本理念とします。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切に、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組めます。

このほか、キャッチフレーズを、広く公募し、上述した基本理念にふさわしいものを選定し、町民共通の道しるべとなるよう、パネル掲示や町内各所への掲出等で周知します。

- ⑨ 町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。また、町民が参加したいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な費用を予算化すること。

教育委員会の取組の点検及び評価を行う中で、「いじめ防止」に係る項目を見直し、設定したいと考えます。また、教育に関し学識経験を有する者の知見を最大限に活用するため、評価委員を設置し、その結果を公表します。

「町民が参加したいじめ対策協議会」につきましては、既存の「湯河原町学校サポート会議」を活用し、会議の中で、「いじめ問題」に特化した協議を取り入れることで、様々な視点からの示唆をもらい、学校及び教育委員会の取組に反映させたいと考えております。

そのほか、保護者、区会等、地域の諸団体との連携をより一層密にし、協力する体制の推進に努めます。

- ⑩ 湯河原中学校は、スムーズな情報共有・情報連携のための校内システムを早急に確立し、また、毎年度末にいじめ防止の取り組みをまとめて町教育委員会に報告すること。

管内小中学校では、スムーズな情報共有・情報連携を図るため、報告・連絡・相談のシステムを再確認するとともに、それを運用する教員の望ましい人間関係づくりに努めていきます。

また、管内小中学校には、長期休業前（7、12、3月）にいじめ防止を含む人権教育に係る取組をまとめ、文書で町教育委員会に報告することとします。

- ⑪ 支援対策本部の調査報告書及び本調査委員会の調査報告書をできる限り公開し、本事案の教訓を関係者で共有すること。

管内小中学校の教員及び町教育委員会職員は、2つの報告書を読み込み、事案の把握と課題及び提言の共有を図っております。そして、そのことを通して、自分なりに事案を理解し、課題改善への取組及び提言をどのように実現させるかを主体的に考え、行動できるように指導したいと考えております。